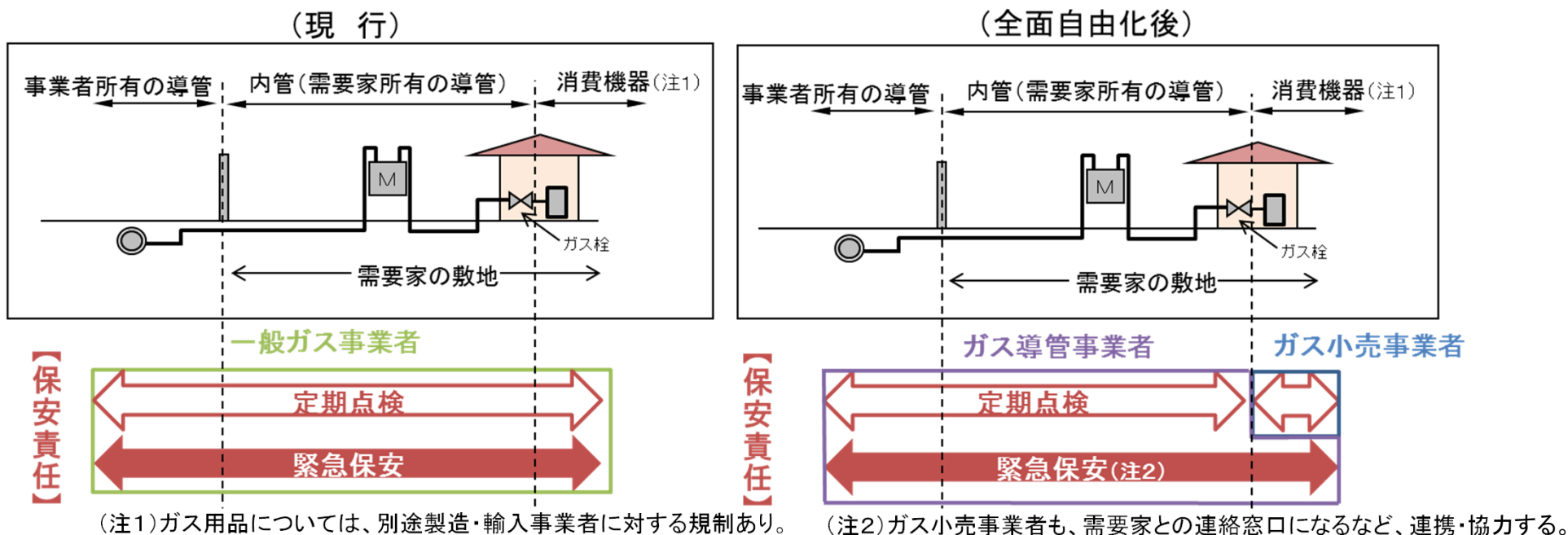


ガスシステム改革後の保安規制について

平成27年6月
経済産業省 商務流通保安グループ
ガス安全室

1. **ガス導管事業者**は、ネットワークを維持する**保安確保の要**。この分野は自由化せず、**総括原価方式を維持**し、保安に必要な十分な投資を確保。引き続き**技術基準適合維持義務等の保安規制**を維持。
2. **需要家保安**については、安定的に保安を確保する観点から、需要家敷地内に敷設された**需要家所有のガス工作物**(敷地内に引き込まれた内管からガス栓まで)の**点検・緊急保安**は、従来の都市ガス事業者などの**ガス導管事業者**に一括して義務付け。
3. さらに、ガス導管事業者が行う**保安業務に協力する責務が内管の所有者にある**ことを明確化する等の措置を講ずる。



【ガス工作物所有者の責務規定の概要】

①ガス事業者の保安業務に**協力するよう努めなければならない**

技術基準適合命令が
発出された場合

②ガス事業者の保安業務に**協力しなければならない**

(1)ガス事業者の保安業務に協力しない場合、かつ

(2)公共の安全上特に重要なガス工作物である場合

③経済産業大臣による**協力勧告**

1. **消費機器の調査・危険発生防止周知**については、需要家と契約関係にあつて接点が多く、契約に当たつて消費機器情報を把握する機会が多い**ガス小売事業者**が担う。
2. ガス小売事業者が消費機器調査等に係る「**保安業務規程**」を事業開始前に作成・届出し、**経済産業省**がその内容を確認する。
3. 今後とも、法令に基づかない「**自主保安**」活動を促進するため、ベストプラクティスの共有や、個別のガス小売事業者の「自主保安」活動の見える化等の手法について、**保安の確保上必要がある場合には義務化**も含め、審議会において検討する予定。
4. なお、**ガス工作物を維持運用する場合**には、ガス導管事業者と同様に、**技術基準適合維持義務等の保安規制**を課すとともに、国は事業登録時にその技術的能力を確認。

保安業務規程の概要

- ① **消費機器の調査・危険発生防止周知等の保安業務**に関する規程(**保安業務規程**)を作成し、事業開始前に**経済産業大臣**に届出(規程変更時も同様の届出を義務付け)。

(保安業務規程の記載事項) ※今後検討

- ◆ 調査・周知の実施方法
 - ◆ 社内の責任体制
 - ◆ 調査従事者への教育・訓練方針
 - ◆ 災害その他非常時における対応
- 等

- ② **経済産業大臣**は、保安業務の**適正な実施を確保**するため必要があるときは、保安業務規程の**変更命令**を発出。
- ③ **ガス小売事業者・従業者**は保安業務規程の**遵守義務**が課せられる。

自主保安活動

ガス事業者による「自主保安」の取組は、これまでのガス保安レベルの維持・向上に重要な役割を果たしてきた。代表的なものは以下のとおり。

(自主保安の具体例)

- ◆ ガスの開栓時(供給開始時)の調査・周知
 - ◆ 法定点検対象以外の消費機器の調査
 - ◆ 金網ストーブの年1回の周知
- 等

【小売事業者が維持運用するガス工作物の例】

- ◇ 一定規模以下のガス工作物
例) 小規模気化装置(サテライト基地)
小規模導管
- ◇ 旧簡易ガス事業のガス工作物 等

1. 災害時における的確な初動対応及び早期の復旧のため、ガス導管事業者と新規参入者を含むガス小売事業者が、それぞれの業務の役割の垣根を越えて協働する体制の構築が重要。
2. このため、災害発生の防止等に関し、全てのガス事業者について**連携協力の義務を法定**。また、経済産業省が、事業者間の**連携・協力に係るガイドラインを今後整備**。これを踏まえ、各ガス導管事業者とガス小売事業者が詳細を協議し、**託送供給約款等で災害時対応を担保**。
3. **定期的な訓練**や**情報共有**を実施することで、円滑な緊急時対応に備える。

① ガス導管事業者と、新規参入者も含めたガス小売事業者の**連携・協力に係るガイドライン**を、**審議会**において事業者・専門家の意見を聴きつつ**経済産業省が今後整備**。

(連携・協カイメージ)

- ◆ 災害等の緊急時対応について、小売事業者は、導管事業者に必要な情報を提供するほか、協力に応じること。
- ◆ 緊急時に備え、平時より事業者間で共有されるべき情報について、ルール化すること。
- ◆ 緊急時の参集基準や共有すべき情報項目等を事前にルール化すること。また、指揮命令システムも具体的に明確化すること。
- ◆ 緊急時対応を円滑に行うため、定期的な訓練を実施すること。

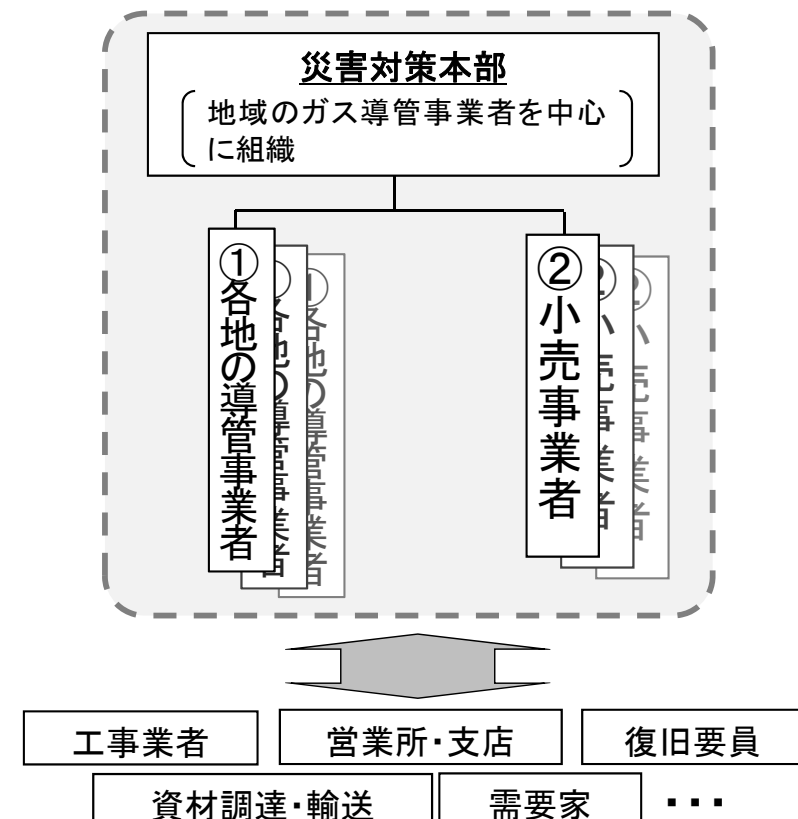
具体化

② **導管事業者と小売事業者が協議**の上、緊急時対応に備えた**詳細ルール**を策定、**託送供給約款等**で**対応を担保**。

実行

③ **定期的な訓練**と**情報共有**により、緊急時対応に備える。

<連携・協カイメージ> ※今後検討



＜参考＞改正ガス事業法の主要条文

- ガス導管事業者**は、ネットワークを維持する**保安確保の要**。この分野は**自由化せず、総括原価方式を維持**し、保安に必要な十分な投資を確保。引き続き**技術基準適合維持義務等の保安規制を維持**。【ガ事法第61条、第84条等】
- 小口需要家の保有する**内管の点検、緊急保安に関する法律上の義務**を、従来の都市ガス事業者などの**ガス導管事業者**に課す。【同法第61条等】

(ガス工作物の維持等)

第六十一条 一般ガス導管事業者は、一般ガス導管事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 経済産業大臣は、一般ガス導管事業の用に供するガス工作物が前項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、その技術上の基準に適合するようにガス工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

3 経済産業大臣は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、そのガス工作物を移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、若しくはその使用を制限し、又はそのガス工作物内におけるガスを廃棄すべきことを命ずることができる。

第八十四条 第六十一条、第六十四条から第六十九条まで及び第七十一条の規定は、特定ガス導管事業者に準用する。

2 (略)

○ガス導管事業者が行う**保安業務に協力する努力義務**が内管の所有者にあることを明確化する等の措置を講ずる。【同法第62条等】

(ガス工作物の所有者又は占有者の責務)

第六十二条 一般ガス導管事業の用に供するガス工作物のうち一般ガス導管事業者以外の者が所有し、又は占有するガス工作物について一般ガス導管事業者が前条第一項の規定によりその維持のため必要な措置を講じようとするときは、当該ガス工作物の所有者又は占有者はその措置の実施に協力するよう努めなければならない。

2 前項のガス工作物の所有者又は占有者は、そのガス工作物について一般ガス導管事業者が前条第二項の規定による命令又は処分を受けたときは、当該一般ガス導管事業者が当該命令又は処分を受けてとる措置の実施に協力しなければならない。

3 経済産業大臣は、第一項のガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものとして経済産業省令で定めるものである場合であつて、当該ガス工作物について一般ガス導管事業者に対し前条第二項の規定による命令又は処分をした場合において、その一般ガス導管事業者が当該命令又は処分を受けてとる措置の実施に当該ガス工作物の所有者又は占有者が協力せず、当該措置の実施に著しく支障を及ぼしていると認めるときは、当該ガス工作物の所有者又は占有者に対し、当該措置の実施に協力するよう勧告をすることができる。

4 前二項の規定は、第一項のガス工作物又は同項のガス工作物内におけるガスについて前条第三項の規定による命令又は処分を受けた場合に準用する。

第八十四条 (略)

2 第六十二条の規定は、特定ガス導管事業の用に供するガス工作物のうち特定ガス導管事業者以外の者が所有し、又は占有するガス工作物の所有者又は占有者に準用する。

○**ガス小売事業者**は、消費者と接点の多いことから、同事業者に**消費機器の調査・危険発生防止周知に関する義務**を課す。【同法第159条】

(消費機器に関する周知及び調査)

第百五十九条 ガス小売事業者（一般ガス導管事業者が最終保障供給を行う場合にあつては、当該一般ガス導管事業者。以下この項から第三項まで及び第六項において同じ。）は、経済産業省令で定めるところにより、ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具（附属装置を含む。以下「消費機器」という。）を使用する者に対し、当該ガス小売事業者が供給するガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な事項を周知させなければならない。

2 ガス小売事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その供給するガスに係る消費機器が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査しなければならない。ただし、その消費機器を設置し、又は使用する場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

3 ガス小売事業者は、前項の規定による調査の結果、消費機器が同項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、遅滞なく、その技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知しなければならない。

4 ガス小売事業者は、そのガス小売事業の用に供するためのガスに係る託送供給を行う一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者に対し、経済産業省令で定めるところにより、第二項の規定による調査の結果を通知しなければならない。ただし、その調査の結果を通知することにつき、あらかじめ、当該調査を受けた消費機器の所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

5 (略)

6 ガス小売事業者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、第二項の規定による調査及び第三項の規定による通知に関する業務に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

- 消費機器の調査等の業務を確実に実施させるため、**ガス小売事業者は「保安業務規程」を作成し、経済産業大臣が確認。【同法第160条】**
- ガス事業者間の連携・協力**については、災害発生前だけでなく、**災害発生時も含めた、「公共の安全の維持又は災害の発生の防止」**に関し、**全てのガス事業者**に義務を課す。【同法第163条】

(保安業務規程)

第一百六十条 ガス小売事業者は、経済産業省令で定めるところにより、前条の業務（以下この条において「保安業務」という。）に関する規程（以下この条において「保安業務規程」という。）を定め、その事業の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。

- 2 ガス小売事業者は、保安業務規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 3 経済産業大臣は、保安業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、ガス小売事業者に対し、保安業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
- 4 ガス小売事業者及びその従業者は、保安業務規程を守らなければならない。
- 5 前各項の規定は、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に準用する。

(ガス事業者間の連携協力)

第一百六十三条 ガス事業者は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならない。